

時 期	応急段階
区 分	被害状況の把握と二次災害の防止
分 野	家屋等の被害状況把握
検 証 項 目	家屋等の被害状況調査

根拠法令・事務区分	災害対策基本法
執 行 主 体	国、都道府県（自治事務）、市町村（自治事務）
財 源	自主財源
概 要	<p>早期復旧・復興の実現のためには、家屋等の被害状況調査を実施し、その結果を復興都市計画等策定の基礎資料として整備する必要がある。</p> <p>発災後1～3日の間に、各被災市町において、家屋等被害の緊急調査が実施された。この調査結果は、当該地震による被害の全体像を早期に把握するための資料としては、極めて有効であったが、調査精度や被災程度の分類にばらつきがあったため、復興都市計画等の基礎資料として用いることはできなかった。</p> <p>そのため、後日、行政と建築関係学会や建築を専攻する学生ボランティアなどの協働により、建物悉皆調査が実施された。</p>

阪神・淡路大震災における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>建設省（当時）は、建築・都市防災関係調査団(1/18-20,16名)を派遣した。[『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p163]</p> <p>建設省（当時）は、住宅等（造成宅地を含む）の被災状況調査(1/22-28 4名；住宅都市整備公団（当時）より延べ約350人が支援）・住宅の被災状況調査(2/6-16 4名；住宅都市整備公団（当時）より延べ約420人を動員)を実施した。[『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p163]</p> <p>建設省（当時）は、建築震災調査委員会を1月31日に設置した。[『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p163]</p> <p>建設省（当時）は、木造住宅等震災調査委員会を2月6日に設置した。[『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p163]</p> <p>建設省（当時）は、宅地防災技術委員会を設置し、第1回委員会を2月27日に開催した。[『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員,p163会]</p> <p>建設省（当時）は、宅地被害の状況把握、被災宅地に係る二次災害防止の指導等のため、建設省（当時）及び住宅都市整備公団（当時）の職員を派遣した。[『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p164]</p> <p>農林水産省においては、木造住宅の被害状況及び被害要因に関する緊急調査を実施した。[『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p164]</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 （「県」参照）</p>
県	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>市の要請を受け、近畿地方整備局、近畿建設協会が協力し、2日間に渡り、被災状況の緊急調査を実施した。[『ひょうごの都市復興づくり 阪神・淡路大震災からの歩み』兵庫県都市住宅部計画課,p12]</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 （「市町」参照）</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>各被災市町において、家屋被害の緊急調査を実施した。ただし、当時、各市役所では避難者があふれ、特に芦屋市では、市役所のほとんどのフロアが一時避難所として利用されたため、被災状況の把握が遅れる傾向にあった。[『ひょうごの都市復興づくり 阪神・淡路大震災からの歩み』兵庫県都市住宅部計画課,p12]</p>

	<p>神戸市では、1月18日～1月19日にかけて、神戸市土木建築担当地元関係職員が被災地を回って調査し、被災概要図を作成した。[『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』阪神・淡路大震災調査報告編集委員会,p245]</p> <p>神戸市が建物悉皆調査に着手しようとした時期には、既に関西在住の都市計画学会員及びボランティアの建築系学生が被災地全体の詳細な調査に着手しており、その内容が計画課が意図した調査内容との整合性が高かったことから、県としては、その結果を踏まえ、学会調査エリア以外の空白部分を補完する形で調査を進めることとした。[『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』阪神・淡路大震災調査報告編集委員会p245-246]</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 悉皆調査の結果は、25,000分の1の図面としてまとめられ、その後の復興計画立案の極めて重要な基礎資料となった。この被災状況図は、A3版に縮小され、被災地から発信された最初の市街地被災状況資料として、全国各方面の方々に多数配布された。[『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』阪神・淡路大震災調査報告編集委員会p245-246]</p> <p>調査結果は建築研究所のマクロ分析に活用されるなど、被災建築物の分布にかかる貴重な資料として、市街地復興にかかるあらゆる分野で活用された。[『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』阪神・淡路大震災調査報告編集委員会p245-246]</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>大阪ガス株式会社は、断層の影響を把握することに重点を置き、1:20の航空写真の判読によって倒壊・火災状況及び液状化状況を調査し、1:10,000の地図として作成した。[『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』阪神・淡路大震災調査報告編集委員会,p245]</p> <p>神戸大学高田・沖村研究室を中心に土木建築構造物の被害調査を実施した。1月18日から現地調査を実施、1:2,500の地図に建物単位での被害状況をマーカーにより塗色を施したもので、写真も撮影している。また、2月1日からは2次調査が実施され、2月17日には第1報、3月には第2報が印刷報告されている。[『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』阪神・淡路大震災調査報告編集委員会,p245]</p> <p>都市計画学会関西支部有志は、建物悉皆調査を実施した。これは、航空写真から判別できる街区別の被災現況を全壊、半壊、小壊に分けて、1:10,000地図に色塗りするといった方法で行われた。1月24日に作業が開始され、1月28日には、建物被害分布図が完成した。翌1月29日には県市に提供し、2月28日には改訂版を作成した。[『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』阪神・淡路大震災調査報告編集委員会,p245]</p> <p>国土地理院は、1月17日～1月20日撮影の空中写真の判読を行い、縮尺1:10,000及び1:25,000の地形図に、倒壊家屋等、火災範囲、液状化範囲などを彩色し、兵庫県南部地震災害現況図を作成した。この災害現況図は1月26日に提供した。また、4月に現地調査及び空中写真の判読により、液状化の範囲、建物等の被災状況を詳細に区分した1:10,000災害現況図(第 版)を作成した。</p> <p>日本都市計画学会関西支部及び日本建築学会近畿支部都市計画部会は、合同で1月27日に、震災復興都市づくり特別委員会を設置する。同委員会は、1/30に神戸大学で調査マニュアルと判定基準案を作成、同日夜に水谷ゼミ(当時、他大学から100人を越すボランティアを集めていた)と調査区域を調整し、2月1日に「建物被害度調査」を実施する。(調査期間中に延べ1,000人にわたる全国からのボランティアの協力があつた)[『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』阪神・淡路大震災調査報告編集委員会,p246]</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 国土地理院の災害現況図(第 版)は、4月に関係機関に配布すると共に、一般にも提供された。震災復興都市づくり特別委員会の建物調査は、2月12日に第1次調査の図面化が完了、3月13日までに第2次調査が完了し、3月25日には、図集を印刷・発行した。[『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』阪神・淡路大震災調査報告編集委員会,p246]</p>
阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
県	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p>

	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果
その他	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果
これまでの各方面からの指摘事項	
<p>《緊急調査》 緊急に行われた現地調査は、全体の早期状況把握資料としては極めて有効であったが、調査精度・被災程度の分類にばらつきがあった。（『ひょうごの都市復興づくり 阪神・淡路大震災からの歩み』兵庫県都市住宅部計画課）</p>	
課題の整理	
<p>家屋等の被害状況調査の統一フォーマットの検討 家屋等の被害状況調査要員の確保及び調査体制の整備</p>	
今後の考え方など	
<p>住家の被害調査を円滑に実施できるよう「災害の被害認定基準について」及び同時に作成された「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の周知を図るとともに、地方公共団体等に対して研修等を実施していく。 （内閣府、経済産業省） 被災建築物応急危険度判定との関係については、今後検討が必要である。（兵庫県） 上記課題を含めて今後円滑な調査が実施できるよう、検討が必要である。（尼崎市）</p>	